

鈴木蘭園『律呂新書辨解』について

著者	榎木 亨
雑誌名	東アジア文化交渉研究 = Journal of East Asian cultural interaction studies
巻	7
ページ	339-353
発行年	2014-03-31
その他のタイトル	Suzuki Ranen's Ritsuryo Shinsho Benkai
URL	http://hdl.handle.net/10112/8289

鈴木蘭園『律呂新書辨解』について

榎 木 亨

Suzuki Ranen's *Ritsuryo Shinsho Benkai*

KAYAKI Toru

Suzuki Ranen's "*Ritsuryo Shinsho Benkai* (律呂新書辨解)" was a book by focusing on 'ancient style (古義)', and tried to correct problems of "*Ritsuryo Shinsho* (律呂新書)".

The study of "*Ritsuryo Shinsho*" in Japan was started Nakamura Tekisai, a Neo-Confucianist in early Edo Period. These studies were carried out around Neo-Confucianism, however, Suzuki Ranen was not a Neo-Confucianist, but a Confucian doctor. Thus his study of "*Ritsuryo Shinsho*" was different from Nakamura Tekisai.

This paper focuses on Suzuki Ranen and his disciples, and explain how to form "*Ritsuryo Shinsho Benkai*". Furthermore, through the analysis of this book, reveal the difference from Nakamura Tekisai.

キーワード：鈴木蘭園 『律呂新書辨解』 『律呂新書』 古義 往而不返

はじめに

日本近世における楽律研究は、京都の朱子学者である中村惕斎（1629-1702）の『律呂新書』研究に端を発するものである。惕斎の『律呂新書』研究は、弟子の齊藤信斎（生没年不詳）へと継承された後、尾張藩儒である蟹養斎（1705-1778）および中村習斎（1719-1799）へと受け継がれ、江戸時代の儒学諸家の著作を集成した『道学資講』（1851年）に収録されることによって、一つの結実を迎えることとなる。しかし、日本近世には中村惕斎の系統に属する学者が行なった『律呂新書』研究以外にも、特徴的な研究成果を残している学者が存在する。その一人が、京都の医師である鈴木蘭園（1741-1790）である。

本稿では、鈴木蘭園の幾つかある楽律関連の著作の中から『律呂新書辨解』を取り上げ、中村惕斎とは観点を異にする『律呂新書』研究について明らかにするとともに、これまで注目されることが少なかった鈴木蘭園という人物についても、改めて検討することとする。

一 鈴木蘭園

鈴木蘭園（1741-1790）、本姓は源、名は龍、字は子雲、俗称は主税、のちに脩敬、蘭園は号は、京都で活躍した医師であり、医術を浅井図南¹⁾（1706-1782）に学んでいるが、それ以外にも諸学に通じ、特に楽律や琴に通じていた。

蘭園の楽律研究に関する著作としては、『律呂新書筆記』（成書年代不明²⁾）、『律呂新書辨解』（1790年）、『律呂辨説』（1813年）などがあり、琴学については、『琴学啓蒙』（成書年代不明）、『雷琴記』（1768年）などがある他、『東皐琴譜』（1772年）の出版なども行なっている。また、本業である医学についても、いくつかの著作を残している³⁾。

京都を中心として活動していた蘭園のもとには、各地から好学の士が集ってきた。たとえば、『律呂辨説』には、華岡流外科の創始者である華岡青洲⁴⁾（1760-1835）、中川壺山⁵⁾（1773-1850）、谷好井⁶⁾（1742-1805）、三浦蘭阪⁷⁾（1765-1843）などの医師の名や、山本清溪⁸⁾（1754-1823）のような国学者の名も見受けられることから、儒学や医学を志す者が数多く集っていたことがわかる。このように、鈴木蘭園の『律呂新書』研究は、中村惕斎の朱子学者が中心となる『律呂新書』研究とは異なり、朱子学者以外の人々が中心となって行なっていた点に、その特徴を見出すことができる。

二 『律呂新書辨解』

前述のとおり、鈴木蘭園の楽律研究に関する著作は計三冊あるが、これらの著作はすべて弟子の手に

- 1) 浅井図南、名は政直（または惟寅）、字は夙夜、図南は号、京都人（市古貞次編『国書人名辞典』第一巻、岩波書店、1993年、26頁）。
- 2) 東北大学附属図書館狩野文庫所蔵本の一葉目には、「惟義 律呂新書筆記 天明六年午六月」との記述が見られ、天明六年（1786）に筆写されたものであることがわかる。よって、『律呂新書辨解』の「寛政二年（1790）」よりも成立が早い可能性が考えられるが、狩野文庫に所蔵されている『律呂新書筆記』が底本なのか明らかではないため、本稿では比較的成立過程が明らかな『律呂新書辨解』を対象として検討する。なお、『律呂新書筆記』については、稿を改めて検討する。
- 3) 鈴木蘭園については、稗田浩雄・坂本守正「続琴士散策 二、源龍・鈴木蘭園」（『冬青』第70号、冬青社、1993年）が詳しい。
- 4) 華岡青洲、名は震、字は伯行、青洲は号、別に春林軒とも号す、紀伊人（市古貞次編『国書人名辞典』第四巻、49頁-50頁）。
- 5) 中川壺山、名は故（または定故）、字は其徳、壺山は号、通称、修亭または周貞、近江人。呉秀三『華岡青洲先生及其外科』（吐鳳堂書店、1913年、のち1994年に大空社から再版）に、「初鈴木蘭園ノ門ニアリシガ。天明八年（1788）火災後京都ヲ去リ、紀州ニ至リ青洲先生ノ門ニ入り、外科ヲ修ム……青洲先生ガ最初ノ門人ナリ」（185頁）とあり、蘭園に弟子入りしたのち、青洲の一番弟子となったことがわかる。
- 6) 谷好井、好井は名、号は探薇、土佐人（市古貞次編『国書人名辞典』第三巻、233頁）。
- 7) 三浦蘭阪、名は義徳、字は季行（または子行）、蘭阪は号、北河内人（市古貞次編『国書人名辞典』第四巻、440頁）。
- 8) 山本清溪、本姓は藤原、名は正臣、字は欽若、清溪は号、京都人であるが、文化三年（1806）に江戸に下る（市古貞次編『国書人名辞典』第四巻、648頁）。

よるものであり、蘭園の自筆ではない。各著作と執筆者については、下記の表のとおりである。

書名	執筆者
『律呂新書筆記』	藤原正臣（山本清溪）
『律呂新書辨解』	中川修張
『律呂辨説』	谷好井、華岡泰、中川故、三浦徳

『律呂新書筆記』⁹⁾については、序文・跋文が付されていないため、同書の来歴を知る手がかりは極めて少ないが、東京芸術大学付属図書館に所蔵されている『律呂新書筆記』（内題は『律呂新書記聞』）には、一葉目に藤原正臣（山本清溪）の名が見受けられることから、同書も蘭園の自筆ではないことがわかる。一方、『律呂新書辨解』および『律呂辨説』については、序文・跋文等が見られるため、比較的成立過程が明らかである。よって、本稿ではこれら二冊の中から、より成書年代の古い『律呂新書辨解』を対象として、考察を行なうこととする。

日本古典籍総合目録データベースには、『律呂新書辨解』の所蔵先として、京都大学附属図書館、高知県立図書館、土佐山内家宝物資料館、計三件の情報が掲載されているが、高知県立図書館所蔵本は、現在、公益財団法人土佐山内家宝物資料館に移管されているため、この点を考慮すると計二件となる。しかし、関西大学図書館には、表紙に「鈴木蘭園講義 寛政二年写本」と記された版本が存在するため¹⁰⁾、

9) 日本古典籍総合目録データベース (URL:<http://base1.nijl.ac.jp/~tkoten/about.html>) には、『律呂新書筆記』の所蔵先として、「芸大音楽（『律呂新書記聞』）（一冊）、東北大狩野、蓬左（道学資講二五一）、羽塚啓明、土佐山之内家宝物資料館」との記載が見られるが、「芸大音楽（東京芸術大学附属図書館）」には、外題が『律呂新書筆記』、内題は無く、一葉目に「藤原正臣識」との記述がある本と、外題が『律呂新書筆記』、内題が『律呂新書記聞』とあり、内題の横に「平安 鈴木先生辨解 山本清溪識」との記述がある本がある。よって、正しくは二点である。「東北大狩野（東北大学附属図書館狩野文庫）」については、註2を参照。「蓬左文庫（名古屋市蓬左文庫）」の『道学資講』巻251については、拙稿『『道学資講』における『律呂新書』研究』（『関西大学中国文学会紀要』第35号、2014年）において既に述べているように、養蘭堂主人によるものであり、鈴木蘭園の著作ではない。これについて、山寺三知氏から、宮内庁書陵部に所蔵されている林品美『律呂資講』（1852年）に「養蘭堂主人之記新書上下巻」と記述されていることをご教授いただいた。同書については、内題に「律呂新書筆記」と記されていることから、『道学資講』巻251に収録されている養蘭堂主人の著作と同一のものであると考えられる。さらに、「土佐山之内宝物資料館」に所蔵されている『律呂新書筆記』の十二葉目に「律呂新書打聞」との記述が認められ、それ以後の内容が『律呂新書辨解』と同様の内容であるということもご教授いただいた。羽塚啓明氏の蔵書は、戦災で焼失している。これ以外にも、京都大学附属図書館所蔵の『律呂新書説』（岩垣氏遺著及舊蔵書第三帙第二八冊）、および九州大学附属図書館碩水文庫所蔵の『律呂新書筆記』がある。これら二冊には、ともに「藤原正臣識」との記述が見られる。前者の『律呂新書説』は書名が異なるものの、内容は『律呂新書筆記』と同じである。

以上のことを総合すると、現存する鈴木蘭園『律呂新書筆記』は、東京芸術大学附属図書館（二冊）、東北大学附属図書館狩野文庫、京都大学附属図書館、九州大学附属図書館碩水文庫の合計五点である。

10) 関西大学図書館所蔵の『律呂新書辨解』には、「史記歴書考附録」、「隴坻顧元著尺寸律歴志転」（内題：律歴志転曰、相模隴坻顧元著所）が附されている。また、跋文に当たる「題律呂新書辨解後」には、「寛政二年庚戌三月朔 平安中川故修張謹書」との署名の後、「寛政三年七月二十有八日 平義恵」との署名とともに、同書の成立過程が簡単に記されている。この「平義恵」とは、三浦蘭阪のことである。京大本にも「平義恵」による成立過程に関する記述が見られるが、「史記歴書考附録」、「隴坻顧元著尺寸律歴志転」は見られない。なお、土佐本については、「寛政二

現段階で確認できる『律呂新書辨解』は、京都大学附属図書館（以下、京大本）、土佐山之内家宝物資料館（以下、土佐本）、関西大学図書館（以下、関大本）に、前述の土佐山之内家宝物資料館所蔵『律呂新書筆記』（「律呂新書打聞」。以下、打聞本）を合わせた、合計四点ということになる。

ここで、『律呂新書辨解』の跋文に当たる「題律呂新書辨解後」を手掛かりとして、同書の成立過程について検討する¹¹⁾。同文には、「寛政二年庚戌三月朔 平安中川故修張謹書」との記されていることから、蘭園の弟子である中川壺山の著作であることがわかる¹²⁾。

まず、『律呂新書辨解』における楽律の認識について確認する。

古来言律呂者多矣。而至『律呂新書』出、無復言者。本邦中邨氏、夙好此書。数々講之、自是而後、四方好古之士、有道焉者。然其所祖述、或雖有一二可信者、或資之於億説、汪洋自恣、未見合古義者焉。

（古来、律呂を言う者は多し。而して『律呂新書』出づるに至りて、復た言う者無し。本邦中邨氏、夙に此の書を好む。数々之を講じ、是より後、四方古を好むの士、焉に道う者有り。然れども其の祖述する所、或いは一、二信ずべき者有りと雖も、或は之を億説に資り、汪洋自恣し、未だ古義に合う者を見ず。）

このように、『律呂新書辨解』は、中村惕齋から『律呂新書』研究が始まったとして、その功績を認めつつも、まだ、満足できるような「古義に合う」著作はないとしている。この「古義に合う」ことが、鈴木蘭園の楽律論における重要な要素であるが、これについては後述する。ここで、当時の楽律研究に対する蘭園の評価について確認する。

一日先生謂曰、律呂之説、雖諸家聚訟¹³⁾、未知此書之詳且備也。而猶尚有牽強失古義者。設就是正之。古義乃可得。

（一日先生謂いて曰く、律呂の説、諸家聚訟すと雖も、未だ此の書の詳にして且つ備われるを知らざるなり。而して猶お尚お牽強にして古義を失うもの有るがごとし。是に就きて之を正すを設く。古義乃ち得べし。）

ここで蘭園は、「律呂の説、諸家聚訟す」と述べているが、確かに江戸時代には数多くの楽律理論書が著

年庚戌三月朔旦」との記述は見られるが、中川修張の署名は見られない。また、打聞本については、跋文が見られない。

11) 本稿では、土佐本を底本とし、適時、諸本を参照する。

12) 「題律呂新書辨解後」には、「中川故修張」との署名が見られるが、前掲の『華岡青洲先生及其外科』および『国書人名辞典』には、通称名として「修亭」が挙げられているものの、「修張」という名は確認できない。しかし、呉秀三『華岡青洲先生及其外科』に、「中川脩亭……初鈴木蘭園ノ門ニアリシガ」とあること、および「故」が中川壺山の名であることから、この人物が中川壺山であることは間違いない。

13) 土佐本では、「聚説」となっているが、ここは関大本の「聚訟」と解す。

わされていたが、決して定説が存在していたわけではなかった¹⁴⁾。また、蘭園はそれらの著作について、「牽強にして古義を失うもの有るがごとし」と述べ、「古義に合う」ものではないと考えていた。そのため、蘭園の楽律に関する講義は、「古義に合う」楽律論の獲得を目指すものであり、『律呂新書辨解』も「古義に合う」ことを目的として著述されたものであると考えられる。この講義に参加していた人物については、次のような記述が見られる。

於是討論潤色、從而明之。然以其說簡奧、初学苦難曉之。於是再起業、逐疑解之、使花岡玄洲¹⁵⁾、谷采薇、及^故¹⁶⁾筆焉。

（是に於て潤色を討論し、従いて之を明らかにす。然れども其の説の簡奥なるを以て、初学は苦しみて之を暁り難し。是に於て再び業を起し、疑を逐いて之を解き、花岡玄洲、谷采薇、及び故をして筆せしむ。）

このように、華岡青洲、谷好井、中川壺山らが、当時蘭園の講義に参加していた。これについては、『律呂辨説』「律呂辨説附言」の四条目に、当時の講義に関する様子が三浦蘭阪によって記されているため、ここで一部を取り上げておきたい。

一、天明癸卯之歳、先師講新書。聽者数十人、皆有筆記。退而參考之、則互有得失、不能一也。於是更再講之、使谷采薇、花岡伯行、中川其徳等、句々筆記之。

（天明癸卯の歳、先師新書を講ず。聽く者数十人、皆な筆記有り。退きて之を參考すれば、則ち互に得失有りて、一にする能わざるなり。是に於て更に再び之を講じ、谷采薇、花岡伯行、中川其徳等をして、句々之を筆記せしむ。）

ここからもわかるように、鈴木蘭園が『律呂新書』に関する講義を行なったのは、天明癸卯（天明三年、1783年）であり、華岡青洲が京都に滞在していた期間である天明二年（1782）から天明五年（1785）とも一致していることから¹⁷⁾、この記述が正確なものであることがわかる。

では、再び『律呂新書辨解』に戻り、成立過程について検討する。

業成各離散、既而罹京師戊申¹⁸⁾之災、^故本已烏有矣。而其謄写者、則存于采薇之手。然山河邈焉、不易得也。以為憾。

（業成りて各おの離散し、既にして京師戊申の災に罹り、^故本〔筆者注：中川壺山の本〕已に烏有

14) 日本近世における楽律研究の状況については、遠藤徹「中村惕斎と近世日本の楽律をめぐる試論」（『国立歴史民俗博物館研究報告 開館三十周年記念論文集 二』、2014年刊行予定）が詳しい。

15) 「玄洲」は、華岡青洲を指すものであると考えられる。

16) 「故」は、中川壺山の名である。以下、同様。

17) 呉秀三『華岡青洲先生及其外科』、10頁-17頁。

18) 関大本と京大本には、「戊申」の二字はない。この戊申とは、天明八年（1788）である。

たり。而して其の謄写する者、則ち采薇の手に存す。然れども山河邈焉^{ぼくえん}にして、得易からざるなり。以て憾みと為す。）

このように、中川壺山の筆記は、天明八年（1788）に京都で発生した火災により焼失してしまったが¹⁹⁾、のちに谷好井のもとに中川壺山の筆記の写本があることがわかったものの、「山河邈焉にして、亦た得易からざるなり」と述べているように、居住地が離れていたため、すぐに手に入れることができなかつたようである²⁰⁾。それでは、中川壺山はどのようにして『律呂新書辨解』を書き上げたのであろうか。

今歳之春、偶於時敏館²¹⁾、再得之、可謂幸也。即玄洲所筆者也。因研閱窮日、謄写以為家蔵云。
（今歳の春、偶たま時敏館に、再び之を得たり、幸いと謂うべきなり。即ち玄洲筆する所の者なり。因りて研閲すること窮日、謄写して以て家蔵と為すと云う。）

つまり、中川壺山は華岡青洲の本を入手したことによって、『律呂新書辨解』を書き上げることができたとしている。ただし、この記述によると、中川壺山が入手したのは、「玄洲筆する所のものなり」とあることから、華岡青洲の「筆記」であったと考えられる。いずれにせよ、『律呂新書辨解』と『律呂辨説』のもとになっているのは、天明三年（1783）に行なわれた講義の「筆記」であることから、同じ系統に属する書物であるといえる。

次に、中川壺山が『律呂新書辨解』を著わした目的について検討する。これについては、「謹権衡第十三」の後に、次のような記述がある。

右、「律呂本原」ノ一篇ハ、古説ニ拠テ、裁成スル所ノ者ニシテ、蔡氏ツブサニ、其家説ヲアグ。然ニ古説簡奥解シガタク、蔡説誤アリテ分チ難シ。故ニ今此一篇ヲ取テ、以之ヲ解シ、且之ヲ辨ズ。

このように、『律呂新書辨解』は『律呂新書』律呂本原の検討を行ないつつ、その誤りを訂正することを目的として著述されている。また、「律呂證辨」については、「然ニ蔡氏ノ家説ハ、既ニ前篇（筆者注：「律呂本原」）ニソナハツテ、後篇（筆写注：「律呂證辨」）別ニコリアルニ非」と述べ、検討を行っていない。

以上のことから、『律呂新書辨解』は鈴木蘭園が弟子たちに行なった講義をもとに著わされた講義録であり、成書年代が明確な著作の中では最早期のものであるといえる。よって、次に『律呂新書辨解』に基づき、その内容を検討することによって、鈴木蘭園の『律呂新書』研究の一端を明らかにしてみたい。

19) 呉秀三『華岡青洲先生及其外科』に、「初鈴木蘭園ノ門ニアリシガ。天明八年火災後、京都ヲ去リ、紀州ニ至リ青洲先生ノ門ニ入り、外科ヲ修ム」（185頁）とある。

20) 当時、中川壺山は紀州に、谷好井は土佐に居たと考えられる。

21) 時敏館に関する詳細は不明であるが、「今歳之春」との記述から、入手時期が寛政二年（1790）であることがわかる。

三 「古義」の尊重と「往而不返」の否定

『律呂新書辨解』における最も重要な要素は、「古義」の尊重と「往而不返」の否定である。本章では、この二つを手掛かりとして『律呂新書辨解』を検討する。

1 黄鐘について

まず、『律呂新書辨解』における楽律観について検討する。これについては、序文に当たる冒頭部分に、次のような記述が見られる。

其律ヲ造り始ムルノ法ハ、昔神瞽²²⁾衆ノ中ニテ、最大声ナル者ト、最小声ナル者トヲ聞テ、二ツノウチノ、中声ヲ取テ、竹管ニアハセテ、能和スル者ヲ以テ、是ヲ黄鐘ノ管トシ、諸律ノ第一根元ノ音トシテ、是ヨリ十一律ヲ三分損益シテ生ジタルナリ。

この一節は、『律呂新書辨解』の主張を端的にあらわしたものである。ここでは、神瞽が楽律を定めた方法は、最大声と最小声の中から中声を取るものとしているが、その際に基準となるのは聴覚である。そして、この聴覚によって選択された中声を黄鐘とし、「根元ノ音」とする。ただし、この「根元ノ音」は、『律呂新書』が黄鐘を「声氣之元」とする考えとは異なる。『律呂新書』律呂本原「黄鐘第一」には、「声氣之元」について、次のように述べられている。

分寸之數具于聲氣之元、不可得而見。及斷竹為管、吹之而聲和、候之而氣應、而後數始形焉。
(分寸の數聲氣の元に具わり、得て見るべからず。竹を斷ちて管を為し、之を吹きて聲和し、之を候^{うかが}うに氣應ずるに及びて、後に數始めて^{あら}形わる。)

このように、「声氣之元」とは黄鐘律であり、かつ、他の十一律を生み出す諸律の根源であるとするのが、『律呂新書』の考え方である。よって、黄鐘律は他の十一律を統括する根源として特別視されている。

しかし、『律呂新書辨解』における「根元ノ音」とは、あくまでも「諸律ノ第一」の音であり、決してそれ以上の意義を有するものではない。これについては、『律呂新書辨解』「黄鐘第一」に次のような記述が見られる。

「声氣之元」、コレモト、後漢志ニ出ヅ。漢志律歴志云、「以黄鐘為宮、太簇為商、姑洗為角、林鐘為徵、南呂為羽、應鐘為變徵宮、蕤賓為變徵。此声氣之元、五音之正也」ト。是ヲ以之ヲ見レバ、漢志ニ謂フ所ハ、調ヲ指スノコトバニシテ、黄鐘律ヲ指ノ謂ニアラズ。

つまり、『後漢書』における「声氣之元」の意味を考えると、それは「黄鐘宮」という調から他調が生ず

22) 神瞽とは、古の楽官である。『国語』周語下に、伶州鳩の返答として「古之神瞽考中聲而量之以制」とある。

るという意味であり、決して黄鐘一律を指しているのではないのである。

また、『律呂新書』では、黄鐘の長さを九寸とする根拠を「九者陽之成也……黄鐘者、陽声之始、陽氣之動也。故其数九也」（九は陽の成なり……黄鐘は、陽声の始め、陽氣の動きなり。故に其の数九なり）として、陰陽の観点から説明している。しかし、『律呂新書辨解』「黄鐘第一」は、このように陰陽を用いる考え方に対して、否定的な見解を示している。

其九ノ数ハ、天地陰陽ノ理ヲ以テ、九ハ陽成ノ数……然ルトキハ、大呂ノ管ハ、陰ノ始ナレバ、陰数ヲ以テ、或ハ八寸、或六寸トカニ定マルベシ。然ニ……大呂ノ管ハ、八寸二分七厘六毛也。然バ陰陽ニキツト合ハズ。

ここで述べられているように、九を陰陽の観点から「陽成ノ数」とするのであれば、「陰ノ始」である大呂は、八寸や六寸のように、九寸と対応するような偶数の自然数となるはずである。しかし、大呂の値は八寸二分七厘六毛である。そこで、八寸や六寸がどの律に対応するのかを考えると、八寸は太簇、六寸は林鐘であるが、太簇はそもそも陽律であり、この点から考えても矛盾が生じる。そのため、楽律の数を陰陽の観点から説明することは、「陰陽ニキツト合ハズ」と述べられるように、一貫性を有する理論ではないのである。よって、『律呂新書辨解』は「是ヲ天地ノ理数ヲ以テ説ヲナスハ、甚牽強ニナルナリ」と述べ、十二律と陰陽の関係を否定し、「コノ九寸トワケテ黄鐘トナス事ハ、格別ノ義ニ非」としている。さらに、黄鐘が九寸となる理由については、次のように述べている。

故ニ黄鐘ノ管ヲ、先九ツニワケテ、九寸トスルナリ。是ヨリシテ、損益シテ、十一律ヲ生ズル也。然バ天地ノ陽数ノ九ヲ以、九寸トスルト云ワケニハアラズ。但三分損益ノタメノミナリ。

このように、黄鐘の九寸という値は黄鐘が元来有するものではなく、単純に三分損益法を行なう上で、「三」の倍数である「九」が計算しやすいことから、九寸となったとするのが、『律呂新書辨解』の考えである。

以上のことから、『律呂新書辨解』では、『律呂新書』に見られるような、黄鐘を特別視する傾向は見られないといえる。

2 「往而不返」の否定

次に、『律呂新書辨解』が強調する「往而不返」の否定について検討する。「往而不返」とは、三分損益法によって十二律を計算する際、第十二律目の仲呂を三分損益法によって計算しても割り切れず、余りが生じてしまい、第一音である黄鐘を再生できないという問題のことである。しかし、『律呂新書辨解』では、この「往而不返」という考え方を否定している。たとえば、『律呂新書』律呂本原「十二律之実第四」における、黄鐘の半声を「無」とする記述について、次のように述べている²³⁾。

23) 『律呂新書』律呂本原「十二律之実第四」では、十二律の実数、全律・半律の長さが示されているが、黄鐘について

黄鐘九寸ヲ折半スル時ハ、四寸五分トナル。是半声律管ノ長サナリ。半声律アルモノヲ、如此コレ無シト云ベカラズ。無ト云ハ、中声ノ半声ヲ用ル所ナシト云義。其ワケハ、宮「往而不返」ト云説ヲ立テシヨリ、黄鐘ノ半ヲ用ベキ所ハ、変黄鐘ノ半ヲ用ントナス。故中声ノ半声ヲ用ル所ナシ。

このように、黄鐘の半声が「無」となるのは、黄鐘が中声であるからである。つまり、黄鐘を「声気之元」と考えることから、半声を用いないのである。しかし、実際には黄鐘の半声に相当する律を用いる必要があることから、『律呂新書』では変黄鐘を設け、その半声を用いて対処している。ここからも明らかのように、変律とは、十二律が循環しないという「往而不返」に対処する方法として登場したものである。だが、『律呂新書辨解』では、この「往而不返」を次のように批判している。

是仲呂ノ数、三分スベカラザルニヨリ、「往而不返」ノ説ヲ、オコセシコト、專算数ニマカセテ、聴察ヲ失シ故也。

これは、『律呂新書』律呂本原「十二律之実第四」に「至仲呂之実十三万一千七十二、以三分之不尽二算、其数不行。此律之所以止於十二也」（仲呂の実十三万一千七十二に至り、三を以て之を分かつに二算を尽くさず、其の数行なわれず。此れ律の十二に止まる所以なり）とあるのに対して、仲呂の実数が三分損益法で計算できないことを理由として、「往而不返」としていることに対する反論である。そのため、『律呂新書辨解』では、三分損益法が行なえないために、正律が十二律で止まるとする「往而不返」を、「專算数ニマカセテ、聴察ヲ失シ故也」として批判している。つまり、「往而不返」は実際の音を聞いていないために生じた問題であるとするのが『律呂新書辨解』の基本的な認識である。

また、「往而不返」については、「生変律第五」²⁴⁾において次のようにも述べている。

十二律各実数ヲ設クルコトハ……其三分損益ノ大数ヲ示サンガ為也。

つまり、『律呂新書』では、仲呂の実数が三分損益法を用いて計算できないことを理由として「往而不返」としているが、そもそも実数とは、三分損益法を行なう上で便宜上設けられたものである。しかし、実数はおおよその数であり、決してそれ自体がそのまま律管の長さを示すものではない。そのため、『律呂新書辨解』では次のように述べている。

此ノ数ニ拘ルベキ事ニ非。如此ココロヘ、三分損益シテ、精聴察スルトキ、仲呂ヨリ生ズル処ノ声、毫厘モ、正声ヨリ高キコトナシ。精思篤信シテ、此義ヲ明ニスベシ。

は、半律の欄に「無」と記されている。

24) 『律呂新書辨解』では「生変律第五」となっているが、『律呂新書』律呂本原における当該箇所(の)の章題は、「変律第五」である。

このように、「往而不返」という問題が生じるのは、数術に拘ったためであり、実際に三分損益法によって生じた楽律を耳で聞いてみれば、仲呂から求めた再生黄鐘は、もとの黄鐘とまったく同じであるとしている。ただし、この議論には注意が必要である。『律呂新書辨解』の記述にあるように、黄鐘と変黄鐘の差を人間の聴覚によって聞き分けることは困難であり、さらに、楽律は本来聴覚を用いて定めるものであることから、聴覚を重視した『律呂新書辨解』の主張は正しいように思われる。しかし、『律呂新書』は楽律と陰陽、気などとの関係を想定していたため、より精度の高い楽律が求められたのである。つまり、『律呂新書』と『律呂新書辨解』では、目標とするものが異なっているのである。

「往而不返」の問題が存在しないとした『律呂新書辨解』では、十二律は循環することとなる。そのため、『礼記』礼運篇の「五聲、六律、十二管、還相為宮也」（五聲、六律、十二管、還りて相ひ宮と為るなり）という記述とも齟齬はない。よって、『律呂新書辨解』では、変律が不要となるのである。このことは、次の記述からも明らかである。

変律ヲ設ケ、正律「往而不返」ノ説ヲ立ルハ、或ハ聖人ニ勝ルコトヲ求ムル者カ、^{そもそも}抑古ヲ信ゼザルノ所為也

このように、変律および「往而不返」は、ともに「古義に合う」ものではなく、「聖人ニ勝ルコトヲ求ムル者カ、^{そもそも}抑古ヲ信ゼザルノ所為」であるとして批判している。

「往而不返」に対する批判は、仲呂が三分損益法を用いて計算できないことに端を発するものであるが、この「計算ができない」ことについては、『律呂新書』律呂本原「律生五声図第六」において、宮・商・角・徴・羽の五声のうち、五番目に算出する角の数である六十四が三分損益法によって割り切れないことを理由として、正声が五声で止まるとしているが、『律呂新書辨解』ではこれを「蔡氏……妄ニ自然ノ義アリト、意得タル故、カクノ如ク説キ出セルモノナリ」と述べ、蔡元定が「計算ができないこと」の根拠として「自然の義」を挙げた点を批判している。そこで、『律呂新書辨解』では「計算ができないこと」について、次のような検討を行なっている。

夫寸数十一律、三分相生スルコトアタハズ。分数モ三分相生スルコト能ハズ。故ニ黄鐘十七萬七千一百四十七ノ数ヲ設ルコト、前ニ云如シ。

このように、『律呂新書』では「計算ができない」としているものの、そもそも前章までの議論を振り返ってみると、寸の位でも、分の位でも割り切れなかったため、実数が必要となったことから、「律生五声図第六」で角を「計算ができない」とする点についても、本来であれば、さらに小さな位で割るべきである。その証拠に、「変声第七」では、「変宮声四十二（小分六）、変徴声五十六（小分八）」として、小数が用いられている。つまり、「計算ができない」という理由は、成立しないのである²⁵⁾。

25) 中村惕齋も『筆記律呂新書説』律呂本原「変律第五」において、「欽按、変律所以止於六者、以六十調之所用為限、亦非由算之不尽矣」と述べ、「計算ができない」ことを理由とする『律呂新書』の考えを否定している。

以上のことから、『律呂新書辨解』は「往而不返」を否定し、それとともに「計算ができない」という理由を否定することによって、変律の必要性を否定することによって、数術に対する過信を戒めているのである。

3 「古義」の尊重

前述のとおり、『律呂新書辨解』では黄鐘を特別視することや、「往而不返」を否定する考えが示されているが、これらの根底にあるのは「古義」の尊重である。そして、その考え方が最も端的に表われているのが、「八十四声図第八」の次の記述である。『律呂新書』律呂本原「八十四声図第八」は、正律十二、変律六を合わせた十八律の各調における役割を一覧表にしたものであるが、これについて『律呂新書辨解』では次のように述べられている。

蓋蔡氏ノ説ニシテ、古ノ義ニアラズ。従フベカラズ。

このように、『律呂新書辨解』は変律を加えた「八十四声図」を蔡元定の説であるとして、「古義」に合わないとしている。そのため、『律呂新書辨解』には「古義に合う」とされる「古法十二調ノ図」が掲載されている。

また、『律呂新書』律呂本原「八十四声図第八」には「黄鐘不復為他律役」（黄鐘復た他律の役を為さず）という記述が見られるが、これについても『律呂新書辨解』には、次のような記述が見られる。

蔡氏ハ、黄鐘ノ一律、他調ノ使令トナツテ、商、角、徵、羽トナルニ非ト云ノ義トナセリ。是大ナル誤也。

ここでも、黄鐘を「声気之元」と考える『律呂新書』は、黄鐘がすべての律に対して指示を与える特別な律であるとして、宮声以外にはならないとしているが、『律呂新書辨解』はこれを「大ナル誤也」としている。そして、その理由を次のように述べている。

黄鐘調、黄鐘宮トナツテ、他律相組シテ調ヲナサズ。

このように、『律呂新書辨解』は「黄鐘不復為他律役」（黄鐘復た他律の役とならず）を、黄鐘調では黄鐘（宮）、太簇（商）、姑洗（角）、林鐘（徵）、南呂（羽）となり、これら五律は「同身一等ノ義」、つまり、固定されたものであり、黄鐘宮調では、常にこの五律が用いられるという意味で理解している。また、「八十四声図第八」が変律を用いていることを理由として「古義」に合わないとした『律呂新書辨解』は、同じく変律を用いる「六十調図第九」についても、次のように述べている。

古専五調ヲ用フ……人ニ五声アリ、故ニ五調ヲ以テ正ス。其他ハ律十二アルガ故ニ、十二調トワカチタルハ、急務ニ非ト云ドモ、尚説クベキノワケアリ……況ヤ、六十調ノ説ハ、甚無用ニシテ、古

義ニ非ル事ヲ知ベシ。

このように、「六十調図第九」についても、「古義」に合わないことを理由に否定している。

以上のことから、『律呂新書辨解』では「古義」に適うかどうかを重要な判断要素としていたことがわかる。

4 候気術について

『律呂新書辨解』には、唯一、中村惕斎の『律呂新書』研究に言及している箇所がある。それが、「候気第十」である。

『律呂新書』律呂本原「候気第十」には、正律十二律について候気術を行なった結果が双行注で記されているが²⁶⁾、『性理大全』に収録されている『律呂新書』には、応鐘に当たる小雪の値が記されていない。だが、中村惕斎『修正律呂新書』には、「升三分一毫一絲」と記載されており、『筆記律呂新書説』には「小雪下分註、「升三分一毫一絲」七字、諸本皆闕。今校『苑楽志楽』補之」（小雪の下の分註、「升三分一毫一絲」の七字、諸本皆な闕く。今『苑楽志楽』を校じて之を補ふ）として、この数値が韓邦奇（1479-1556）の『苑楽志楽』巻二によるものであると記されている。

しかし、『律呂新書辨解』では、この数値について、次のような批判が見られる。

タダコノ細書、一、二ノ誤字アリ。蓋惕斎翁亦之ヲ解セズ。ユヘニ其校正ココニ及ブ事アタハズ……而小雪ノ下ニ「升三分一毫一絲」ト云モノハ、大全（筆者注：『性理大全』）原本ニモトコレナシ。惕斎別刻（筆者注：『修正律呂新書』）ノ時、韓苑洛ガ、楽志ヲ以コノ文ヲ補ヘリ。惕斎モト之ヲ解セズシテ、妄ニ之ヲ加フル故、其数升差ニアラハス。

このように、惕斎が韓邦奇の『苑楽志楽』に基づいて補足した小雪の「升三分一毫一絲」という数値は、誤りであるとしている²⁷⁾。『律呂新書』には応鐘の次の数値は示されていないが、順序通りに考えるのであれば黄鐘の半声となるため、その長さは四寸五分となるはずである。しかし、『苑楽志楽』の記述に基づいて計算すると、応鐘の四寸六分六厘から三分一毫一絲を引くので、四寸三分五厘七毫八絲となる²⁸⁾。よって、黄鐘の半声の数値である四寸五分にはならない。そのため、『律呂新書辨解』では、「惕斎モト

26) この升数について、『律呂新書辨解』には「其出所詳ナラズ。暫闕テ博覧ノ考ヲマツ」とあり、『筆記律呂新書説』には「又按、此章逐律、陽升之分数、未考其出何、今姑闕之」とあり、どちらもこの数値の典拠が不明であるとしている。

27) 『律呂新書』では、空位の際には「□□」と記入される。たとえば、姑洗に当たる穀雨の升数は「升四分□□五毫四絲三忽」と記されており、「厘」の部分に「□□」が挿入されていることがわかる。一方、『苑楽志楽』では「□□」を用いる方法と、「陞四分 厘五毫四絲三忽」として、数字を記入せず、単位のみを記入する方法が併用されている。しかし、「升三分一毫一絲」については、「厘」の単位が無いのにも関わらず、空位の際に行なわれる処置がとられていない。よって、「三分一毫一絲」に誤りがある可能性もある。

28) たとえば、黄鐘は九寸であり、升数は五分一厘三毫である。これを九進法を用いて計算すると、八寸三分七厘六毫となり、大呂の長さとも一致する。

之ヲ解セズシテ、妄ニ之ヲ加フル」として、惕斎を批判している。

また、陽気の上昇数について双行註で書かれた「升数」という考えについても、次のような批判を加えている。

或曰、分註升数ヲ云者ハ、升差也。假デ以陽気ノシルシトス。故按、其升降ト云モノハ、升モアレバ必^{くだる}下モノアリ。故ニ升降ト云ノミ。蔡氏数ヲ好ムノ僻ニ因テ、升差ヲ以テ升降ノ数トス。

前掲のとおり、「候気第十」では十二律各々に対して、双行註で升数が記されている。しかし、『律呂新書辨解』では、上昇すれば下降するのが一般的であることから、「升降」とするのが妥当であるとし、陽気の運動のみを捉え、これを「升」とする蔡元定を「数ヲ好ムノ僻ニ因テ、升差ヲ以テ升降ノ数トス」として批判している。

では、なぜ『律呂新書』では「升降」とせず「升」としたのであろうか。これについては、『律呂新書』に次のようにある。

或曰、易以道陰陽、而律不書陰、何也。曰、易者盡天下之變、善與惡無不備也。

（或は曰く、易は以て陰陽を道い、律は陰を書かざるは、何ぞや。曰く、易は天下の變を盡くし、善と悪と備わらざること無きなり。）

このように、『律呂新書』では「律不書陰」（律は陰を書かず）とするため、陽の働きである上昇についてのみ記されているのである。これに対して、『律呂新書辨解』は、次のように反論している。

律不書陰トハ……元定コノ説ヲトノウル故、或問ヲ挙テ、其疑ヲ辨ズレドモ、疑フ所マコトニ是ナリ。古六呂六律ノ制、モト陰陽ヲ具ス。律ヲ云者ハ、專古法ヲ信ズベシ。

ここからも明らかなように、古代の楽律論には六呂六律という体系があるだけであり、これは陰陽に対応する概念として捉えていた。よって、『律呂新書』が「律不書陰」とするのは、「古義」に合わないこととなる。また、『律呂新書』の「易は以て陰陽を道い、律は陰を書かざるは、何ぞや」との問いは、易（陰陽）と楽律（律呂）が異なる原理によることを前提としているが、『律呂新書辨解』はこの考えを、「殊ニ無稽、不通ノ説ナリ」とし、次のように続ける。

黄鐘九寸ノ九、数ヲ本トシテ、説出ス。其モト陰数ニヨラズ。ソレユヘニ、律ハ不書陰ト、如此ノベタルナリ。如此云トキハ、猶律ノミニ非。易モ太極ニモトヅク。易ト律ト何ゾ異ン。天下ノ変ヲ尽スト云ハ、既ニワカレテ、両儀トナル上ニテ説クベシ。元定ガ説、对待ヲ失フ。

このように、『律呂新書』では黄鐘九寸の「九」が陽数であるため、陽数を中心として考えられるようになったとしている。しかし、前述のとおり、黄鐘を「声気之元」とする考えを否定する『律呂新書辨解』

では、黄鐘は他の十一律とともに十二律を構成する、陽律の一つである。さらに、易が「天下ノ変ヲ尽ス」ためには、陰と陽の両儀に分かれなければならない。よって、律呂を有する楽律と、陰陽を有する易とは一致するのである。

これらのことを総合した結果が、次の一節である。

蓋天人一理自然ノ事也。凡萬ノモノ、皆天ニ統ブ。蓋其道同ケレバ也。則律何独異ナル事ヲ得ン。

以上のことから、『律呂新書辨解』は、『律呂新書』が主張する「律不書陰」を否定するのである。

おわりに

本稿では、中村惕斎などの朱子学者が行なった『律呂新書』研究の比較対象として、鈴木蘭園が弟子たちに行なった『律呂新書』に関する講義録をまとめた『律呂新書辨解』を取り上げ、内容の検討を行なった。その結果、蘭園が楽律論において特に重視していたのが、「古義」の尊重と「往而不返」の否定であることが明らかとなった。

『律呂新書』は中国の伝統的な楽律論を取り入れつつ、蔡元定独自の理論を加えて発展させたところに、「新書」としての価値があった。だが、「古義」を尊重する『律呂新書辨解』では、この発展に当たる部分は「蔡氏家説」ということになる。このことから、『律呂新書辨解』が、決して『律呂新書』を肯定的に捉えてはいなかったということがわかる。しかし、「律呂本原ノ一篇ハ、古説ニ拠テ、裁成スル所ノ者ニシテ、蔡氏ツブサニ、其家説ヲアグ。然ニ古説簡奥解シガタク、蔡説誤アリテ分チ難シ。故ニ今此一篇ヲ取テ、以之ヲ解シ、且之ヲ辨ズ」とあるように、『律呂新書辨解』は『律呂新書』を完全に否定することはなく、あくまでも『律呂新書』の誤りを訂正することによって、「古義」を得ようとしていたと考えられる。

また、「往而不返」の否定については、「仲呂ヨリ生ズル処ノ声、毫厘モ、正声ヨリ高キコトナシ」として、数学的には黄鐘と再生黄鐘は一致しないものの、人間の聴覚ではこの差を聞き分けられず、さらに、三分損益法による十二律を循環するものとして捉えている。このような認識は、自らも琴を演奏する演奏者としての立場によるものであると考えられる。

さらに、日本における『律呂新書』研究の端緒を開いた中村惕斎と比較すると、『律呂新書辨解』に見られる最も特徴的な違いは、惕斎が日本を意識し、『律呂新書』を用いて当時の日本雅楽に何らかの影響を与えようとしていたのに対して、『律呂新書辨解』は、むしろ純粋に学問として、中国の伝統的な楽律論を検討しようとしていた点にある。

以上のことから、『律呂新書辨解』は、朱子学者ではない鈴木蘭園が試みた、もう一つの『律呂新書』研究であるといえる。

【謝辞】

本稿を執筆するにあたり、鈴木蘭園に関する貴重な資料および情報を提供して下さった、國学院大学北海道短期大学
部国文学科教授の山寺三知氏に対して、厚くお礼を申し上げます。